

# 苦情・紛争処理規程

## 第1条（目的）

この規程は、当組合と顧客との間の登録金融機関業務において、当該顧客から異議申立てがあった場合等の苦情及び紛争（以下、「苦情等」という。）処理についての基準並びに手続きを定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

この規程において苦情とは、当組合の登録金融機関業務により販売・提供する商品・サービス及び営業活動等に関し顧客から不満足の表明のあったものをいう。

- 2 この規程において紛争とは、次の各号に掲げるものであって登録金融機関業務に関するものをいう。
  - (1) 当組合と顧客との間において、争いが発生し又は発生しうるおそれのある場合
  - (2) 従業員と顧客との間において争いが発生し、顧客又は当組合に損害を与える若しくはそのおそれのある場合
- 3 この規程において紛争当事者とは、紛争を起こしたものをいう。

## 第3条（取扱い方針）

苦情等の取扱いに当たっては、金融ADR制度も踏まえつつ、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図るものとし、金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第1号から第8号までに掲げる場合等にあつては、これらを尊重するものとする。

- 2 顧客からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立つものとする。
- 3 顧客から預かった個人情報適切に管理するものとする。
- 4 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとする。
- 5 顧客に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指すものとする。
- 6 組合内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、顧客に外部の紛争解決機関として弁護士会を紹介し解決を図るものとする。

## 第4条（苦情等の受付部署）

顧客からの苦情等の申出は、金融部のほか、各営業単位の所属長又は所属長が指名する者において受け付けるものとする。

- 2 金融部は、顧客利便にも配慮しつつ、広く顧客からの苦情等を受け付ける態勢を整備するものとする。

- 3 当組合が業務委託している業務に関する苦情等については、金融部において当該委託先から連絡を受けるものとする。

#### 第5条（苦情等対応の統括部署）

総合リスク管理部は、苦情等に対する迅速・公平かつ適切な対応を図る観点から、顧客からの苦情等に関する対応方針を決定し、当該方針に基づいて、関係部署を指導監督するとともに、苦情等対応の進捗状況を管理する等、苦情等対応の全般を統括するものとする。

- 2 総合リスク管理部は、前項の対応方針を決定するに当たっては、損失補てんの禁止に関連する法令その他の規則の遵守に留意するものとする。

#### 第6条（報告）

金融部又は各営業単位の所属長等は、顧客から苦情等の申出を受けた場合、遅滞なくその概要を総合リスク管理部に報告しなければならない。

- 2 総合リスク管理部は、速やかに金融部又は各営業単位の所属長等と協力して苦情等の解決に努め適切な処置を講じなければならない。
- 3 総合リスク管理部は、苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜、内部管理部門、営業部門、監査部門又は役員会等に報告するものとし、重要案件については、速やかに監査部門及び役員会等に報告するものとする。

#### 第7条（処理担当者）

総合リスク管理部は、苦情、紛争の性質及び内容に応じ、処理に当たるべき者（以下「苦情等処理担当者」という。）を指名することができる。

- 2 苦情等処理担当者は、紛争調査の進捗状況、経緯、結果、紛争発生後とった処置及び今後の処理、意見等を適宜、総合リスク管理部に報告しなければならない。

#### 第8条（調査）

総合リスク管理部は、少なくとも紛争の報告に基づき次の各号に掲げる事項を調査し、原因及び責任の所在を明確にしなければならない。

ただし、苦情等処理担当者に調査を指示することがある。

- (1) 関係者
- (2) 経緯（発見の時期、端緒、その後の経緯）
- (3) 紛争の性質及び内容（紛争の性質、紛争金額）
- (4) 損害又は賠償額（当組合が負担すべき金額、見積り、組合内処理の方法）
- (5) 求償又は回収見込み（求償の相手方、方法等）

#### 第9条（紛争処理）

紛争処理は、确实、完全に行わなければならない。

- 2 紛争により当組合が負担する損害金については、稟議手続きを経て処理しなければ

ならない。

3 紛争処理に関する訴訟行為は、理事長の決裁を得なければならない。

#### 第10条（債権、債務の確定と支払い）

債権債務の確定に当たっては、原則として当事者より確認書及び念書を受領する。

2 債権債務の取立て、支払方法、時期、場所については、原則として公正証書の作成により明確にする。

#### 第11条（損害賠償と求償）

債権確保の場合、物的又は人的保証を行わせる。

2 物的担保については登記を、連帯保証人については信用調査を行うものとする。

3 支払い、取立て、回収不能の会計処理は、経理規程に従って行うものとする。

#### 第12条（紛争当事者及び責任者の処分）

紛争当事者及び責任者の処分は、組合内規則に基づいてこれを行うものとする。

#### 第13条（記録及び届出）

苦情等に関する記録は、総合リスク管理部が保管、管理するものとする。

2 金融庁への紛争等の報告が必要な場合には速やかに行うものとする。

#### 第14条（苦情等解決の為の外部機関等の利用）

当組合の登録金融機関業務に関する苦情等の解決については、前各条に基づく組合内措置を講じるほか、外部の紛争解決機関として弁護士会を利用する措置を講じるものとする。

2 当組合は、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等の紛争等解決の業務に適切に協力するものとする。

#### 第15条（苦情等受付専門部署又は外部の紛争等解決機関の周知）

当組合は、第4条第1項に規定する苦情等受付専門部署又は前条の規定により利用する外部の紛争等解決機関について、顧客への周知を図るものとする。

#### 第16条（組合内管理態勢の充実）

当組合は、苦情等への対応が金融商品取引法その他の法令及び組合内規則に基づいて適切に行われているか否かについて、定期的に内部監査を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年2月1日から実施する。